

○小牧市障害者雇用促進奨励金支給要綱

平成 8 年 4 月 1 日

8 小福第 1 0 0 号

改正 平成 3 0 年 3 月 3 0 日 2 9 小長第 3 0 6 号

令和元年 7 月 1 日 3 1 小長第 8 5 9 号

令和 2 年 1 2 月 2 4 日 2 小障第 2 2 4 6 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（以下「障害者」という。）を雇用する事業主に対して、小牧市障害者雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、障害者の雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 2 条第 2 号に規定する身体障害者をいう。
- (2) 知的障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 4 号に規定する知的障害者をいう。
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (4) 重度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」という。）の 1 級又は 2 級の者

イ 愛知県療育手帳制度実施要綱（昭和 4 9 年 4 月 1 日施行）第 6 の 4 に規定する障害程度（以下「障害程度」という。）の区分が A の者

ウ 身体障害者障害程度等級表の 3 級であり、かつ、知能検査によって測定された知能指数（IQ）5 0 以下である者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級（以下「精神障害等級」という。）の 1 級の者

(5) 中度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者障害程度等級表の 3 級又は 4 級の者

イ 障害程度の区分が B の者

ウ 精神障害等級 2 級の者

(6) 軽度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者障害程度等級表の 5 級又は 6 級の者

イ 身体障害者障害程度等級表の 7 級の障害を 2 以上重複して有する者

ウ 障害程度の区分が C の者

エ 精神障害等級 3 級の者

(7) 常用労働者 賃金形態に関係なく、期間の定めがない雇用契約を締結し、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者（その労働に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスの給付決定を受けている者を除く。）をいう。

（支給対象事業主）

第 3 条 奨励金の支給の対象となる事業主は、公共職業安定所又は雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 110 条第 2 項第 1 号イに規定する職業紹介事業者（以下「公共職業安定所」という。）の紹介により、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている障害者（以下「支給対象障害者」という。）を常用労働者として雇用している事業主とする。

（奨励金の支給額）

第 4 条 奨励金の支給額は、前条に規定する支給対象障害者 1 人につき月額それぞれ、重度障害者は 40,000 円、中度障害者は 30,000

円、軽度障害者は20,000円とする。

(支給期間)

第5条 奨励金の支給期間は、障害者が雇用された日の属する月の翌月又は次条に規定する申請があった日の属する月のいずれか遅い月から障害者を雇用しなくなった日の属する月までとする。

2 前項の場合において、雇用しなくなった日が15日以前の月は支給の対象としない。

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業主は、小牧市障害者雇用促進奨励金交付申請書(様式第1)に当該障害者が公共職業安定所等の紹介により就職したことを証明する書類の写しを添付して市長に提出しなければならない。

2 同一の障害者に係る奨励金について2年度目以後の交付を受けようとする事業主は、各年度ごとに当該年度の4月30日までに前項の手続を行わなければならない。この場合において、当該障害者が公共職業安定所等の紹介により就職したことを証明する書類の写しを添付することは、省略することができるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、交付の決定をしたときは、小牧市障害者雇用促進奨励金交付決定通知書(様式第2)により交付の申請をした事業主(以下「申請者」という。)へ通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 奨励金の交付決定を受けた申請者は、障害者が雇用された日の属する月の翌月から6か月ごとを1期として定めた各期(1期が6か月に満たないときは、その期間)経過後1か月以内に小牧市障害者雇用促進奨励金交付請求書(様式第3)に請求期間の就労を証明する書面(様式第4)を添付し、市長に奨励金の交付の請求を行うものとする。

(奨励金の交付)

第9条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により奨励金の支給を受けたと認めた場合には、支給した奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

(届出の義務)

第11条 申請者は、奨励金の支給期間中に、障害者の就労状況に異動が生じたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(就労状況の調査)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、障害者の就労状況に関して調査することができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めのない事項については、市費補助金等の予算執行に関する規則(昭和34年小牧市規則第3号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に雇用保険法施行細則(昭和50年労働省令第3号)第110条第2項第1号イに規定する職業紹介事業者の紹介により、障害者を常用労働者として雇い入れている事業主に対する当該障害者に係る奨励金については、改正後の小牧市障害者雇用促進奨励金支

給要綱第5条の規定にかかわらず、当該障害者が雇用された日の属する月の翌月又は平成21年8月のいずれか遅い月分から支給するものとする。ただし、平成21年11月30日までに申請のあった奨励金の支給に限る。

附 則（平成30年29小長第306号）

- 1 この要綱は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市障害者雇用促進奨励金支給要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市障害者雇用促進奨励金支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年31小長第859号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年2小障第2246号）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。ただし、様式第2及び様式第3の改正規定は、令和2年12月24日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市障害者雇用促進奨励金支給要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市障害者雇用促進奨励金支給要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第 1 (第 6 条関係)

小牧市障害者雇用促進奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

所在地  
事業所名  
代表者名

小牧市障害者雇用促進奨励金支給要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、  
奨励金の支給を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1 申請金額 金 円  
( 円 × か月)

2 雇用年月日 年 月 日

3 支給対象期間 年 月 ~ 年 月

4 雇用した障害者の氏名等

住 所	小牧市
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
障害及び程度	身体障害・知的障害・精神障害 (重度・中度・軽度)
障害者手帳	第 号 年 月 日交付 級判定
そ の 他	

5 添付書類

公共職業安定所等の紹介により就職したことを証明する書類の写し

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 (第 7 条関係)

第 年 月 日 号

小牧市障害者雇用促進奨励金交付決定通知書

所在地  
事業所名  
代表者名

様

小牧市長



年 月 日付けで申請のあった奨励金について、下記のとおり交付することに決定したので小牧市障害者雇用促進奨励金支給要綱第 7 条の規定により通知します。

記

1 申請金額 金 円  
( 円 × か月)

2 雇用年月日 年 月 日

3 雇用された従業員名

4 請求期間等

請求期間	請求時期	金額
年 月 ~ 年 月	それぞれの期間 経過後 1 か月以 内とする	円
年 月 ~ 年 月		円

5 支給対象者を雇用しなくなったときは、速やかに届け出てください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第3（第8条関係）

小牧市障害者雇用促進奨励金交付請求書

年 月 日

（宛先）小牧市長

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ㊟

小牧市障害者雇用促進奨励金支給要綱第8条の規定に基づき、奨励金の支給を受けたいので下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円  
（ \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ か月）  
ただし、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号に基づき小牧市障害者雇用促進奨励金
- 2 請求期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月
- 3 添付書類 就労証明書
- 4 雇用された従業員名 \_\_\_\_\_
- 5 口座振込み申請  
支払金については、次の口座に振り込んでください。

銀行 信用金庫 農協	支店	普通・当座 No.	
		フリガナ	
		名義人	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。



様式第 4 (第 8 条 関 係)

就 労 証 明 書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

所 在 地

事 業 所 名

代 表 者 名

下記の障害者が、 年 月 日に公共職業安定所等の  
紹介により常用労働者として当事業所に 年 月 日  
から 年 月 日まで か月間就労したことを証明  
する。

記

住 所

氏 名

生年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 (第 6 条関係)

様式第 2 (第 7 条関係)

様式第 3 (第 8 条関係)

様式第 4 (第 8 条関係)